

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-81		学校 小学校		教科 音楽	種目 音楽	学年 1・2
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	上巻 全体		「おんがくのもと」 他に、下巻全体の「音楽のもと」	児童にとって理解し難い表現である。 (用語についての説明が不足している。)	3-(3)	
2	44	下	「れい」の1～2行「おなじつよさで まねっこ」及び「つよさをかえてまね っこ」	児童にとって理解し難い表現である。 (「まねっこ」の意味が分かりにくい。)	3-(3)	
3	下巻 20	下	「どうぶつの鳴き声であそんでもいい ね。れい ぴよんぴよこぴよん」	児童にとって理解し難い表現である。 (動物の鳴き声の例とは言い難い。)	3-(3)	
4	66		楽譜3段2小節上の「がっきやこえて 」	相互に矛盾している。 (楽譜下では「声やみぶりであらわそう。」)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-82		学校 小学校		教科 音楽	種目 音楽	学年 3・4
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	上巻 全体		「音楽のもと」 他に、下巻全体の「音楽のもと」	児童にとって理解し難い表現である。 (用語についての説明が不足している。)	3-(3)	
2	18	上	リコーダーの図版中の「まど（ウィンドウ）」を示す黄色の破線	児童が誤解するおそれのある表現である。 (どこを示しているのかが分かりにくい。)	3-(3)	
3	下巻 34	上右	「トランペット」及び写真	児童が誤解するおそれのある表現である。 (写真の楽器は一般的なトランペットと異なるため、誤解するおそれがある。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-83		学校 小学校		教科 音楽	種目 音楽	学年 5・6
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	上巻 全体		「音楽のもと」 他に、下巻全体の「音楽のもと」	児童にとって理解し難い表現である。 (用語についての説明が不足している。)	3-(3)	
2	29	右	「全休ふ」の下「の4倍の長さを休む」	不正確である。 (何の4倍の長さであるかが示されていない。)	3-(1)	
3	65	上右	2つのマーク 他に、下巻46ページ中央の2つのマーク	児童にとって理解し難い表現である。 (マークについての説明が不足している。)	3-(3)	
4	69		楽譜「鍵盤ハーモニカ」パートの3段2小節	楽譜の表記が不適切である。 (1拍分不足している。)	固有 3-(1)	
5	下巻 40		楽譜(全体)	児童にとって理解し難い表現である。 (演奏の仕方が分かりにくい。)	3-(3)	
6	68		楽譜「木琴」パートの2段3小節	児童にとって理解し難い表現である。 (奏法についての説明が不足している。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-84		学校 小学校		教科 音楽	種目 音楽	学年 1・2
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	上巻 8 - 9		「うたってなかよくなるう」(全体)	児童にとって理解し難い表現である。 (歌詞についての説明が不足している。)	3-(3)	
2	29		上左の「おなじことばをくりかえしたら、おもしろいかんじになったよ。」及び「㊸ どのことばでつくとおもしろいかんじのリズムになるかかんがえてつくみましょう。」	児童にとって理解し難い表現である。 (「おもしろいかんじ」の相互の関係が分かりにくい。)	3-(3)	
3	下巻 9	上左	「かんがえる」(全体)	児童にとって理解し難い表現である。 (考える学習としての活動の説明が不足している。)	3-(3)	
4	23	下	「なめらかにうたうかんじでふくために…」(全体)	児童にとって理解し難い表現である。 (比較するに当たり、説明が不足している。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-85		学校 小学校		教科 音楽	種目 音楽	学年 3・4
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	上巻 32		楽譜4段3～4小節	児童にとって理解し難い表現である。 (演奏に当たり、記号の説明が不足している。)	3-(3)	
2	37	下	「ア」及び「イ」の図版	児童が誤解するおそれのある表現である。 (音高の示し方が異なるため誤解するおそれがある。)	3-(3)	
3	49	中左	「ファミなどのひくい音のときは、「トオー」と言うときのようなあたたかい息のながれで「tu_」とふきましょう。」	児童にとって理解し難い表現である。 (「トオー」と言うときのようなあたたかい息のながれ」の意味が分かりにくい。)	3-(3)	
4	64	下左	「②」(全体)	児童にとって理解し難い表現である。 (合わせ方についての説明が不足している。)	3-(3)	
5	下巻 14		楽譜「リコーダー・パート」の2段3小節	児童にとって理解し難い表現である。 (奏法についての説明が不足している。)	3-(3)	
6	15	中左	「歌声ルーム1」(全体)	児童にとって理解し難い表現である。 (どのように息を出すのかが分かりにくい。)	3-(3)	
7	58	下	この図版中の「竜頭」及び竜頭を示す線と点	児童が誤解するおそれのある表現である。 (どこを示しているのかが分かりにくい。)	3-(3)	
8	59	上右	図版(全体)	児童にとって理解し難い表現である。 (鑑賞曲の曲名と図版が一致していないため、分かりにくい。)	3-(3)	
9	60	下	「「さくらさくら」をひくときの糸の音の高さ」(全体)	児童にとって理解し難い表現である。 (糸の音の高さが分かりにくい。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

## 検 定 意 見 書

受理番号 104-86		学校 小学校		教科 音楽	種目 音楽	学年 5・6
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	上巻 11	下	「歌声ルーム1」の1～2行「同じ高さの音や同じくらいの音量、音色で声を合わせると、ひびきがゆたかになります。」	児童にとって理解し難い表現である。 (どのように合わせるのかが分かりにくい。)	3-(3)	
2	36	下	「歌声ルーム2」(全体)	児童にとって理解し難い表現である。 (どのように声を重ねて歌うのかが分かりにくい。)	3-(3)	
3	41	下	「歌声ルーム3」(全体)	児童が誤解するおそれのある表現である。 (母音や子音の歌い方について誤解するおそれがある。)	3-(3)	
4	56	下	「旋律2」の楽譜(全体) 他に、57ページ下「旋律2をひくときの糸の音の高さ」の下の楽譜	児童にとって理解し難い表現である。 (記号についての説明が不足している。)	3-(3)	
5	72	下左	「4分音符と8分音符の3連符…4分音符を3等分した音符」	不正確である。 (4分音符を3等分した音符とは言い難い。)	3-(1)	
6	85	下右	「都節音階(日本の音階の一つ)57ページ」及びその下の楽譜	不正確である。 (ホ音から始まる都節音階は57ページには掲載されていない。)	3-(1)	
7	下巻 31	中右	「つばささんとまなぶさんがつくった音楽があるから、それをきいてみよう。左のどの例を使っているかな。」	児童にとって理解し難い表現である。 (「つばささんとまなぶさんがつくった音楽」が何を示しているのかが分かりにくい。)	3-(3)	
8	31	下	「つくるときの約束事」(全体)	児童にとって理解し難い表現である。 (③の「2つの旋律を1小節ずらして重ねた例」を使う場合の説明が不足している。)	3-(3)	
9	80	中左	「ここに注目！」の下の「小鼓」と「大鼓」の図版	児童が誤解するおそれのある表現である。 (楽器の大きさについて誤解するおそれがある。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。